

一時的保育を利用される方に

令和5年9月～ 子育て支援課

保護者の就労、疾病等により家庭保育が困難な状況に対応するため、一時的保育を実施しています。

▼ 一時的保育が利用できる児童(生後6か月以上 就学前まで)

1 非定型的保育(1か月14日以内、平均週3日以内)※北中根こども園を利用した分を含む

保護者の労働、職業訓練、就学等で、断続的に家庭保育が困難な児童

2 緊急保育(1か月14日以内)※北中根こども園を利用した分を含む

保護者の傷病、災害、事故、出産、看護、介護、療育介助等で、緊急・一時的に家庭保育が困難な児童

3 私的理由保育(1か月2日以内・1日3名以内)※北中根こども園を利用した分を含む

保護者の育児に伴う心理的、身体的負担を解消するための私的理由等により、一時的な保育が必要となる児童

▼ 一時的保育の利用時間

月曜日から金曜日までの午前8時00分から午後4時まで

(保育園の休園日は、一時的保育も休園となります)

ただし、私的理由保育は月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後4時まで

▼ 一時的保育の申し込み

1 一般的な入所の手続き(事前に手続きを行ってください)

一時的保育の申請書を提出していただき、必要な事項をお聞かせいただいで、入所の決定をします

2 即時入所の手続き(事後に手続きを行ってください)

緊急性が高く、入所の手続きが困難な方は、口頭の申し込みで必要な事項をお聞かせいただいで、即時入所の決定をします

3 申込み先

武豊町立西保育園 TEL 0569-72-0443

▼ 一時的保育の使用料・給食費

1 一時的保育使用料につきましては、最終日に納付書にて徴収させていただきます。

また、使用料は、下表のとおりとなります。

2 給食が必要な方については、「給食申し込み書」を一時的保育申し込みの際に、提出していただきます。給食

費(副食代)として200円/1食、主食代として38円/1食を使用料と一緒に支払ってください。(ただし、一時的保育の申込み後に欠席されても給食費は返却できません。)

3 0歳児およびアレルギーをお持ちの方は、弁当を持参してください。

保育時間	0歳児 (6か月以上)	1歳児	2歳児	3歳児	4歳以上児
4時間未満	2,200円	1,700円	1,200円	650円	550円
4時間以上 8時間以内	4,430円	3,430円	2,430円	1,290円	1,160円

(年齢は、入所される年度の4月1日現在の満年齢を基準とします。)

※ 状況(定員や児童の健康状態等)によりお受けできない場合があります

▼ 一時的保育キャンセル料

- ①当日…全額 ②2日前～前日…給食費(副食代、主食代)のみ ③～3日前…なし

▼ 暴風警報・特別警報における園児の登降園について

<愛知県知多地域に暴風警報・特別警報が発表及び解除された場合>

- ① 暴風警報・特別警報の発表中……………休園
- ② 8時までに警報が解除された場合……………2時間後に保育あり・給食あり
- ③ 午前8時から11時までに警報が解除された場合…午後1時より保育あり・給食なし
- ④ 午前11時を過ぎても警報が解除されない場合…休園

保育時間中に暴風警報・特別警報が発表された時は、園児の安全性を考え休園とします。できる限り早く迎えに来てください。

※ 大雨・洪水・大雪警報の発表では、休園になりません。
気象状況により、保護者の方が判断したうえで登降園をお願いします。

<緊急地震注意速報が発表された場合と巨大地震が発生した場合>

- ① その時点で休園となります。

保育時間中に特別警報が発表された時と巨大地震が発生した時は、その時点で休園となります。
保護者の方が安全にお迎えされるまで、園児を保育園でお預かりします。なお、安全を確認した後、引渡しをします。

◎特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※今まで発表されているものの中にも、特別警報に位置づけられるものがあります

現象の種類	基準
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上・居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

※ 保育園からは連絡をしませんので、警報等には十分ご注意ください。